

# ○上越教育大学入学試験委員会入学者選抜方法研究専門部会細則

(平成16年4月27日細則第29号)

最終改正 平成25年3月22日細則第8号

(趣旨)

**第1条** この細則は、上越教育大学入学試験委員会規程（平成16年規程第17号）第10条第2項の規定に基づき、入学試験委員会（以下「委員会」という。）の専門部会として、入学者選抜方法研究専門部会（以下「専門部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

**第2条** 専門部会は、学部に係る次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 入学者選抜に関する追跡調査
- (2) 入学者選抜方法の改善に関する調査研究
- (3) その他入学者選抜方法に関し、入学試験委員会委員長が必要と認めた調査研究

(組織)

**第3条** 専門部会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 入学試験委員会委員若干人
- (2) 学長が指名した教授又は准教授（講師及び助教を含む。）若干人

(委員の委嘱及び任期)

**第4条** 前条第2号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

2 前条に掲げる委員の任期は、委員として委嘱された日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(部会長等)

**第5条** 専門部会に部会長を置き、入学試験委員会委員長が委員のうちから指名する。

2 専門部会は、必要があると認めたときは、副部会長を置くことができる。

(会議の招集及び議長)

**第6条** 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した委員又は前条第2項により副部会長を置くときは、当該副部会長がその職務を代行する。

(専門研究委員)

**第7条** 学長は、特定の専門的事項の調査研究を行うため、部会長の推薦により臨時に専門研究委員を指名することができる。

(結果の公表)

**第8条** 学長は、必要と認めたときは、第2条各号に掲げる調査研究等の結果を公表し、他の大学等の利用に供するものとする。

(事務の処理)

**第9条** 専門部会に関する事務は、入試課において処理する。

(その他)

**第10条** この細則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## 附 則

- 1 この細則は、平成16年4月27日から施行する。
- 2 この細則の施行後最初に委嘱する第3条第1号に規定する委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとし、再任を妨げない。

### 附 則（平成19年細則第4号（平成19年3月1日））

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則（平成20年細則第2号（平成20年3月21日））

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則（平成25年細則第8号（平成25年3月22日））

この細則は、平成25年4月1日から施行する。